



五ヶ瀬町公告第8号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第12条第1項の規定により令和7年6月24日付け五ヶ瀬町公告第18号で公告した五ヶ瀬町農業振興地域整備計画を、同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次により縦覧に供する。

なお、当町の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について町に別途定める要領に基づき意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和8年3月21日までの間に町に対しこれを申し出ることができる。

1 五ヶ瀬町農業振興地域整備計画の案の縦覧期間及び意見書の提出期間

自 令和 8年 2月 4日

至 令和 8年 3月 6日

2 五ヶ瀬町農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

五ヶ瀬町役場 農林課

令和8年2月4日

五ヶ瀬町長 小迫幸弘

